

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
役員・評議員・各種委員会委員等の費用弁償に関する規程施行細則

制 定 平成19年 4月13日
最新改訂 平成22年 3月25日
一部改訂 平成29年 3月21日
一部改正 平成29年 6月16日

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会役員・評議員・各種委員会委員等の費用弁償に関する規程(以下、「規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長、理事、評議員及び監事の費用弁償)

第2条 規程第4条に定める費用弁償のうち会長、理事、評議員及び監事に対する費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 会長がその職務を遂行するため、区社協において業務を行う費用弁償として、1回につき2,100円を支給する。
- (2) 理事会に出席した理事に対して、1回につき1,050円を支給する。
- (3) 監事がその職務を遂行するため、監事会、理事会及び評議員会に出席したときは、1回につき1,050円を支給する。
- (4) 評議員会に出席した評議員に対して、1回につき1,050円を支給する。

(各種委員会委員の費用弁償)

第3条 規程第4条第3項に定める費用弁償のうち各種委員会委員に対する費用弁償は各種委員会に出席した委員に対して、1回につき1,050円を支給する。ただし、外部の学識経験者に対しては、1回につき5,250円を支給する。

(適用除外)

第4条 本会が支給する費用弁償は、規程第4条第1項に基づく行政職員に加えて社協職員に対しては適用除外とする。

(支 給)

第5条 第2条第1項各号及び第3条に定める費用弁償の支給は、本会より振込みとする。

(源泉徴収)

第6条 本会が支払う費用弁償については、全て源泉徴収を行うものとし、毎年年初に支払対象者に源泉徴収票を発行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年 4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成20年 4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 その細則は、平成29年4月1日から、施行する。ただし、本会評議員選任・解任委員会委員については、この施行期日を除外する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成29年6月16日から施行する。